

（仮称）合併記念公園の
現地見学会を開催します

平成17年5月のオープンに向けて整備を進めている（仮称）合併記念公園「西東京いこいの森公園」の現地見学会を開催します。市民の皆さんに、現在整備中の公園内を見学して

西東京いこいの森公園を育てる会 会員募集

「西東京いこいの森公園」を親しまれる公園とするため、市民ボランティア団体「西東京いこいの森公園を育てる会」が設立され、ボランティア会員の募集をしています。会員募集の説明会を開催します。公園ボランティア活動などに興味のある方の参加をお待ちしています。

成年後見制度講演会・任意後見契約と遺言

将来、痴ほうなどで判断能力が低下したときに、自分に代わって財産管理や医療契約、施設入所などの手続きをしてくれるよう、前もって依頼しておく契約が任意後見契約です。どんな内容で誰と結ぶのか、費用はどれくらいかかるのか、大事な財産をだまし取られることはないのか、などについて、任意後見契約を公正証書にする仕事をしている講師にお話しいただきます。また、生涯をかけて築き、守ってきた財産を、誰にどのように相続（遺贈）させたいのか、自分の気持ちをきちんと伝えるのは、残された方に対する思いやりです。しかし、書面にして残さないと、自分の思いが実現しない結果となってしまいます。遺言書の考え方、作成のポイントについてもお話いただきます。手話通訳もあります。

とき 10月25日(月)午後2時～4時
ところ 保谷こもれびホール
講師 増山宏(武蔵野公証役場公証人・元福島家庭裁判所所長)
直接会場へお越しください。
問合せ 西東京市権利擁護センターあしん
西東京(☎22・8877)、西東京市社会福祉協議会(☎38・3776)
高齢福祉課(☎☎内線231)

第2回 ひばりヶ丘駅北口地区
まちづくりワークショップ

市では、ひばりヶ丘駅北口地区の総合的なまちづくりを推進するために、今年度「ひばりヶ丘駅北口地区基本構想」を策定します。策定にあたり、地域の皆さんの意向を広くお聞きするため、まちづくりワークショップ(簡単な作業を行い課題等を整理する住民参加手法)を開催中です。1回目のワークショップ(9月11日実施)では、まちの課題を整理しました。2回目は、北口地区の将来像を考えます。皆さんの参加をお待ちしています。

第2回テーマ
『ひばりヶ丘駅北口地区の将来像を考える』

とき 10月23日(土)午後1時30分～4時
ところ スポーツセンター
対象 ひばりが丘北三丁目・四丁目に在住・在勤の方であればどなたでも参加いただけます。
申込 10月20日(水)までに都市計画課へ
都市計画課(☎☎内線2413)

環境講座

今年の夏の気象は、観測史上記録的なことばかりが起こりました。猛暑が続いたり、各地で豪雨・台風の上陸数更新など、地球温暖化の影響と思われる出来事が多く見られました。

今回の環境講座では、このような地球規模での環境問題と、私たちの日常生活とが、どのように関わっているのか身近なテーマを取り上げながら考えます。義務感からでなく、ごく自然な形でできる環境に配慮した日常生活も考えます。

日程表

とき	ところ	内容
10月21日(木) 午後2時～4時	防災センター	講演会「食から考える環境～今年、国際コメ年なのをご存知ですか?～」
12月16日(木) 午後1時15分～4時15分	上野公園・不忍池 集合: JR上野駅公園口前 午後1時15分	屋外観察「身近な生き物から考える環境～冬の水辺は、カモがいっぱい～」
2月17日(木) 午後2時～4時	防災センター	講演会「地球から考える環境～安全・健康なまちづくりは、家庭から～」

定員 講演会: 40人
屋外観察: 20人
交通費等の実費は、参加者の負担となります。
講師 小野紀之(環境)

市民憲章のポスターを募集しています

市では、市民憲章が親しまれるよう、市内在住・在学の中学生を対象に、市民憲章を題材にしたポスターを募集しています。明るく、美しく、美しいポスターを待っています。市民憲章(下記参照)の内容を題材にして、自由に表現してください。

入賞作品(1点)はポスターとして印刷し、市内の公共施設に掲示します。また、応募作品は、期間を設定して市内各所で展示します。応募方法 描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません) 画用紙の四つ切(542ミリ×382ミリ)、ハツ切(382ミリ×271ミリ)またはそれに準じる大きさ 作品の裏面に、学校名・学年・住所・氏名(ふりがな)を必ず明記し、11月15日(月)までに田無庁舎3階企画課へ。 選考方法 選定委員会が応募作品の中から選考します。 12月中旬(予定)までに入賞・入選者を決定します。また、応募者全員に記念品(図書券)を贈ります。 その他 入賞作品の著作権は西東京市に帰属し、作品は自由に利用させていただきます。応募作品は、原則として返却しません。 企画課(☎☎内線112)

防犯活動団体補助金説明会

今年の4月1日から「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」が施行され、市では、地域の安全を守るために防犯パトロールなどの防犯活動を自主的に行う団体の結成を促進しています。

現在、市内で活動している防犯活動団体、またはこれから自主的に防犯活動をするために結成する防犯活動団体を対象に、防犯活動資器材(腕章、トランシーバー、懐中電灯など)の購入経費の一部を補助します。



すでに活動している団体、またはこれから結成をしたいとお考えの自治会、町会などは、説明会に、ぜひご参加ください。 とき 11月8日(月)午前10時から ところ 田無庁舎 補助金の適用団体 次の条

件を満たす 団体 市内在住の方 (会員の8割以上)で 自主的に結成され、市内の防犯活動を行っている (これから行う) 団体 5人以上の会員で組織し、活動を継続できる見込みがある団体 補助金の額 防犯資器材購入経費の2分の1以内 1団体上限10万円(第1回で交付を受けた団体は、2回の合計で上限10万円) 応募多数の場合、補助金額を調整することがあります。 説明会に参加することが困難な場合は、生活文化課までご連絡ください。 生活文化課(☎☎内線141)

平成16年1月21日制定

西東京市市民憲章

(前文) 二十一世紀のはじめ、西東京市は、田無市と保谷市の合併によって誕生しました。 わたくしたちのまち西東京市は、縄文時代の営みの跡や武蔵野の面影を残し、江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史あるまちです。 わたくしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

(本文) このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい このまちを ところ豊かな 学びあいのまちにしたい

福祉サービス第三者評価の普及・啓発を行っています

福祉サービス第三者評価の普及・啓発を行っています

市では、福祉サービスの利用者が安心してサービスを選べるよう、市が提供しているサービスの第三者評価を進めるとともに、市内でサービスを提供するより多くの事業者に普及・啓発を行っています。

福祉サービス第三者評価とは? 事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表することをいいます。

市では積極的に第三者評価を受けています! 平成15年度は、公立施設11か所、民間施設8か所が第三者評価を受けました。その結果は、両庁舎1階の情報公開コーナーで公表しています。また、ホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」(http://www.fukushi.or.jp/)でもご覧いただけます。

生活文化課(☎☎内線141) 生活文化課(☎☎内線141) 生活文化課(☎☎内線141)

今年度は、公立施設として新たに田無・谷戸の高齢者在宅サービスセンターが第三者評価を受ける予定です。市では積極的に普及・啓発活動を行っています! 市報等でも普及・啓発活動を行うほか、介護保険連絡協議会や支援費制度居宅介護事業所連絡会、事業者による第三者評価実施を促進しています。

補助金を交付します! 市では、第三者評価を積極的に受ける事業者(市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者)に対して、補助金を交付しています。

第三者評価を実施する事業者は、市の認定が必要です。事前に保健福祉総合調整課へご連絡ください。 保健福祉総合調整課(☎☎内線2313)